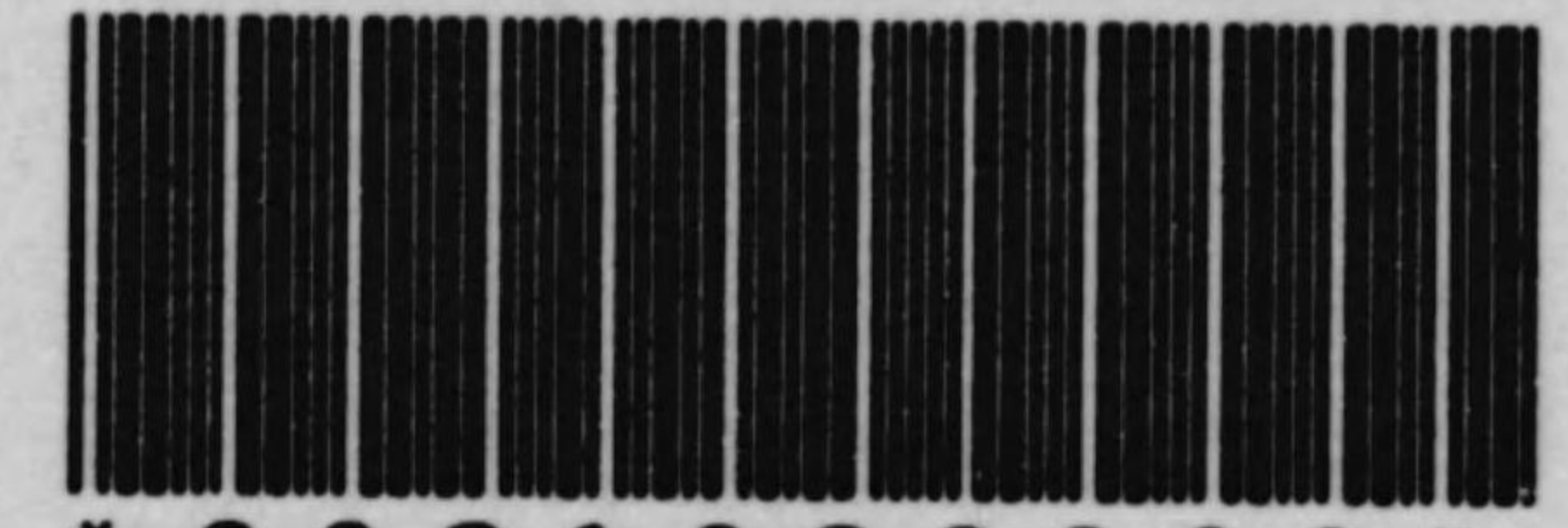


35  
T.9



\* 0031930000 \*

0031930-000

350-T.292ウ

統計法解説

統計委員会事務局

[昭和一一]

AFA

350  
T. 209

統計法解說

統計委員會事務局

350  
T. 209

第一、統計法立法の趣旨……………四

第二、逐條説明……………八

- (一) 法の目的(第一條)……………八
- (二) 指定統計(第二條)……………一
- (三) 指定統計調査(第三條)……………一
- (四) 國勢調査(第四條)……………一
- (五) 申告義務(第五條)……………三
- (六) 統計委員會(第六條)……………一
- (七) 指定統計調査の承認(第七條)……………一
- (八) 統計調査の届出(第八條)……………一
- (九) 統計委員會の職權(第九條)……………一

- (一〇) 統計事務職員(第十條、第十一條)……………三
- (一一) 統計調査員(第十二條)……………三
- (一二) 實地調査(第十三條)……………三
- (一三) 秘密の保護(第十四條、第十五條)……………三
- (一四) 結果の公表(第十六條)……………三
- (一五) 経費の補助(第十七條)……………三
- (一六) 罰則(第十八條、第十九條)……………三
- (一七) 附則(第二十條から第二十三條まで)……………六

# 第一、統計法立法の趣旨

發行所寄贈本

(入江法務局長官の貴族院統計法案特別委員会における提案理由説明筆記)

此の法案は昨年八月に内閣に設けました「統計制度改善に關する委員会」の答申の趣旨に基きまして、内閣の統計委員会で研究を重ねました結果、我が國統計の根本法として立案を致したものであります。正確な統計を整備し統計制度の改善發達を圖ることの必要性につきましては、こゝに改めて申上げるまでもないことでありますが、新日本建設の途上におきまして萬般の施策を行いますには、政府及び國民が共に正確な科學的の統計資料を豊富に持つことが絶対に必要であり、又連合國軍の管理政策に協力し、更に進んでは我が國情の實態に關しまして、廣く世界の諸國民の理解と信頼とを深める爲にも正確な資料を提供するの必要があると考へるのであります。本法案は實にこれら緊要の要請に應ずるが爲の立法に外ならないのであります。此の法案の第一條にも示してあります如く、統計の眞實性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の體系を整備し及び統計制度の改善發達を圖ることが本法の目的であります。其の目的を達しするにつきまして以下申上げますような各種の事柄を其の主な内容として規定致してあります。先づ二條、三條の關係でございすが政府若しくは公共團體が自ら作成し、又は他のものに委託して作成する統計の中で特に我が國の統計體系に於きまして重要な位置を占める統計を指定致しまして之を指定

350  
P. 292  
1018  
32

統計と名付け、其の實施に關し必要な諸規定を整備致したのであります。二條及び三條が此の指定統計に關する基本的の規定でありまして其の外の條項にも指定統計に關する各種の事項が定めてございす。又國勢調査につきましては其の重要性に鑑みまして第四條に於て特にこれに關する一條を設けてあげます。次に指定統計以外の一般統計につきましては、これを行う場合は調査實施者から統計委員会に届出を要することと致したのであります。第八條に其の規定がございすが、そこでそれ等の一般統計の中で政府又は公共團體が作成する統計につきましては先申しました指定統計との重複を除き、又は其の内容を適切なるものたしらめる爲に統計委員会に於て必要な措置を講ずることを認めました。尙民間の一般の統計調査につきましては、其の自由な實施を期待する意味におきまして前に述べました統計委員会への届出以外には特別の制限は設けて居りませぬ。第八條、第九條等が今申上げました規定であります。更にこの法律を施行し、統計及び統計制度の整備改善を圖る爲、統計委員会をしてこれに關する事務を行はしめることと致しまして、これに關する規定を設けたのでございす。第六條乃至第九條其他の規定が此の統計委員会に關する規定となつて居るのであります。此の統計委員会と申しますのは、「統計制度改善に關する委員会」の答申に基きまして、昨年十二月に勅令に依つて内閣に設けられました行政機關でありまして、目下現に統計に關する企業及び總括の事務に當つて居るのであります。本法の制定に依りまして、茲に明確に法律上の根據を有するものとなる譯であります。即ち統計委員会は此の法律の目的とする統計の改善發達を圖ります爲に、總ての指定統計調査を統一的に審査致しまして、これに承認を與えて實施せしめ、又はこれを變更若しくは訂正することを得るといふような權限を持ち、更に政府各機關及び公共團體の指定統計調査の事務を監査致しまして、其の改善を圖ると

いう風な趣旨の権限を有することとなつて居るのであります。

次に統計の眞實性を確保致します爲には、指定統計調査に對して國民が眞實に申告する必要があるあります。又それと同時に其の申告内容をなす申告者の秘密につきましましては、十分これを保護しなければなりません。よつて指定統計調査につきましましては第五條で申告義務を定め、又第十四條及び第十五條におきまして秘密保護に關する規定を設け、なお申告の義務を課せられた者が其の義務に違背し、又は調査に従事する者が申告者の秘密の保護に缺ける所のあるような場合における罰則を第十八條及び第十九條でそれ／＼規定して居るのであります。又統計の眞實性を確保致します爲には更に統計事務職員が其の職務を行うに適當な資格を有する者であることを要し、又其の身分も保障する必要があるであります。よつて第十條及び第十一條におきましてこれに關する規定を設けてあるのであります。それから又調査の結果の公表に關する第十六條の規定がございます。正確な統計は時機を失しないように速かに公表され、一般がこれを利用して初めて其の效用を發揮するものでありますから、其の原則を規定致したのであります。このことは統計調査の結果を社會一般が自由に逸早く活かして使用して行くことができるというばかりでなく、同時に統計に對する一般の批判を活潑に致しまして、其の改善を促しますと共に、國民の統計に關する知識を普及せしめ、統計全般の發達を圖る上から申しましても、結果の公表に關する此の規定は適當の事柄であると考へて居るのであります。更に指定統計調査の爲に公共團體の支出致しました経費は國の重要な統計の整備の爲に費されるものでありますから、第十七條におきまして經費補助の規定を設け、其の全部又は一部を國庫より補助する原則を規定し、これによりまして公共團體の行う統計調査の實施に遺憾なきを期することと致したのであります。

最後に本法はこれを統計に關する基本法たらしむべく、現行の資源調査法、國勢調査に關する法律、及び統計資料實地調査に關する法律等の中の色々な規定は、これを取捨選擇致しまして本法案の中に適當に織込みましたので、これら現行の諸法律は廢止することとし、これに關する規定を附則の中に設けてあるのであります。

以上が本法案の内容の要點であります。

## 第二 逐條説明

### (一) 法の目的 (第一條)

第一條は、この法律の各條の規定によつて達成しようとする目的を示したものであるが、その趣旨の概要と、各條との關連は次の如くである。

(イ) 眞實性を確保すること、——統計が眞實を示すものでなければならぬことはいうまでもなく、眞實こそ統計の生命であるといふべきものである。

眞實の統計を得るためには、その調査自體が合理的に正しい計畫によつて行われなければならない、従つて統計委員會は、指定統計調査の企畫の内容を審査して、これを適正ならしめるのである (第七條)。

次にその調査を所期の如く實施して正確な結果を得るためには、これに従事する職員が統計に關して適當な能力を有するものでなければならぬので、特定の資格を有する者をもつてこれにあつてるととし (第十條)、それらの者が政治的制約によつて煩わされないように身分を保障する (第十一條) と共に、その職員が統計の眞實性を害する場合はこれを處罰するのである (第十八條第四號)。

このように統計委員會の審査を経て、その承認を得て正當な職員が行う指定統計調査に對しては國民に申告の義務を課し (第五條)、また必要に應じて正當な權限を有する者によつて實施調査を行う際にはこれに協力することを求めねばならない (第十三條)。

これに對して協力を拒み、或いは眞實に反する申告をしたもの等に對しては處罰を加えることによつて、統計の眞實性を確保しなければならぬ (第十八條)。このように眞實の申告を求めるについては、その反面において國民の個々の祕密の保護を保障しなければならず (第十四條、第十五條) その違反に對しては處罰を加えること (第十九條)。

(ロ) 統計調査の重複を除去して統計の體系を整備すること。——統計調査に對して眞實を申告する義務を課しこれに違反する行爲に對して罰を加えるについては、いたずらに煩雜な調査を重複實施することによつて國民の負擔を不當に重からしめることのないようにしなければならないが、他面國の統計體系において必要なものは國民の協力によつて是非これを整備しなければならない。従つて統計委員會は廣く各種統計調査の届出をさせて (第八條) その内容と調査の實施の情況を統一的につかみ、そのうちから政府又は公共團體が自ら或は他に委託して作成する統計であつて、國民生活にとり重要であり、國の統計體系において必要なものを選んでこれを指定統計として指定し周知せしめる (第二條)。指定統計については統計委員會においてこれを審査し (第七條) その相互の間に類似のものが重複する場合はこれを中止させ、或はこれを統合することができる様にする (第九條)。このようにして國民の申告の負擔を軽減し、且つ重複による無駄な經費を節減して國民の租稅負擔を軽減することもできるのである。

(ハ) 統計制度の改善發達を圖ること。——以上のような目的を達成するためには、機構制度の上にも種々の改善を加え、その發達を期せねばならない。

即ちこの統計法を統計に關する基本法たらしめ(第三條)從來の關係法令を改廢整理して(第二十一條)、この法律に統一し、その據るところを簡明に國民に知らしめるとともに、統計調査を行うのも、一貫した方針をもつて臨み得る様にするのである。

次にこの法律の企圖する目的を實現するための中核機關として統計委員會を設け(第六條)、統計に關する各種の重要な事項についての決定又は意見具申等をなす權限を有せしめ(第二條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十五條、第十六條、第十七條)、統計制度改善のためにあらゆる努力をなさしめようとするのである。統計委員會はこのように大きな責任と權限を有するものとするのでその構成及びこの法律に定める以外の事項は勅令をもつて官制を定め適切な運用を期している。更に官廳において指定統計調査に關する事務に従事する者は、統計に關して特別の資格を有する官吏を統計官に補職し、地方公共團體においても統計官に準ずる資格を有する吏員を統計主事としての事務に當らせる(第十條)。このように特別の資格を限定するについては他の一面において、それらの職員が故なく或はまた他の政策的要求、或いは特定の利害のために不當の處置を受けることのないようにその身分を保證して、職務に精勵し得るようにする(第十一條)。

なお、統計は全國民の協力の結晶として得られるものであり、従つてその結果は國民の共有の財産であるから統計調査の結果は速やかに廣く國民の利用に供されるのでなければならぬ。他面統計は廣く公表されることによつて内外の批判を受けることができ、従つて進歩發達の道が開けることも重

要な點であるから、速やかに公表することを原則とし特別の事情により止むを得ないときに限つて統計委員會の承認を得て、公表を差止め得ることとするのである(第十六條)。

良き統計を得ようとするれば當然に相當の經費を要するが、國の必要によつて行つて指定統計調査について、公共團體が支出する經費は、その全部又は一部を國庫が補助して、その必要に應じ、これによつて地方における機構を整備し人材を集めて、地方における統計制度發達の基礎を與えようとするのである(第十七條)。

(二) 指定統計(第二條)

統計を分つてこの法律の各條の規定を適用する指定統計と、この法律の一部の規定即ち届出(第八條)報告又は資料の提出(第九條第一號)及び調査の變更、中止(第九條第二號)等の規定を適用するに止める、それ以外の統計とし、指定統計は政府又は公共團體が自ら又は他のものに委託して作成する統計であつて國民生活にとつて重要な關係をもち、國の基本政策決定の基準として必要な統計の體系に屬すべきものを選ぶのである。指定統計は政府又は地方公共團體の作成するものに限つており、民間團體の作成するものは指定しない。その理由は民間統計は自由に發達せしめてこれに拘束を加えず、同時に反面においてそれに對しては國民にも法律による申告の義務を課さないことが、民主主義の趣旨にかなうとする立場をとつていたのである。

指定統計となる統計の對象の範圍は、政治、經濟、社會、文化等すべての分野にわたることが豫想されるのでこゝに限定を加えない。また、いわゆる第一次統計、第二次統計或は業務統計等の區別も、學

問的にも、また法の運用上にも疑點を存するのみならず、そのいづれにも指定統計たりうるものがある。この區別も採用しない。且つ、當初は先ず特に重要なものから始めて、逐次指定の範圍を擴げて行くという發展的な運用を豫定している。その範圍は、これを統計委員會の決定するところにて、最も合理的にして實情に即した運用を期することとする。

指定統計に指定されたものは、總理廳告示によつて官報に掲載してこれを公示する外(施行令第一條)申告義務者に配布される申告用紙にも、指定統計であることの標示をすることとする。

(三) 指定統計調査 (第三條)

この條は、この法律が、統計に關する基本法であることを示したものであつて、他の法律に於て關連的に統計に關する事項を規定するものがあつても、この法律に規定せられる事項については、この法律が優先して適用される原則を確立するものである。このことは統計調査の重複を除き、統計の一貫した體系を整備するために特に必要な原則である。この法律の施行と同時に、國勢調査法、統計資料實地調査に關する法律及び資源調査法は廢止されるが(第二十一條)その他の法律の規定はこの法律に抵觸しない限り有效である。

本法は統計に關する基本法であるに拘わらず、適用の範圍を原則として指定統計調査に限り、すべての統計調査に及ぼさなかつた理由は、いたずらに廣範圍にわたつて、は却つて實效を期し難いのみならず、國民の權利を侵害するおそれがあるのと、法律による強制にもとずかず任意の協力によつて統計調査を行うものに拘束を加え、却つてその發達を容許することのないようにする趣旨によるものである。こ

のように、この法律の適用を原則として指定統計調査に限つても、統計の體系の中で重要な統計が指定統計として選ばれ、その調査の改善、發達が行われれば、やがておのずからその他の統計全體の水準をも引上げ得るので、この法律の目的を達することができると考へる。

指定統計調査を行うに必要な具體的事項は、この法律の一般原則に基いて、各省大臣が内閣總理大臣に協議して命令で定める(施行令第二條)。都道府縣知事が命令を發しようとする場合は主務大臣が協議して承認を與へることとなる(施行令第三條)。

(四) 國勢調査 (第四條)

國勢調査が指定統計調査の一つであるべきことは、もちろんであるが、こゝに特に掲げた理由は、統計調査のうち全國民について行う最も廣範圍にわたる基本的調査であるばかりでなく、特にそれが必ず定期に行われなければならない歴史的沿革並びに國際的慣例を有するからである。従來は十年毎に行うのを原則とし、その間において五年目に簡易な調査を行い得ることとなつていたが、時勢の進展が急速になるとともに、定期調査の間隔を五年とするのが妥當であるという見解が、世界的な氣運となりつゝあるので、今回これを改めることとした。不定期に臨時國勢調査を行うことを妨げないのは、臨時特別の必要に應ずるためである。國勢調査は指定統計として指定されると、この法律の指定統計調査に關する規定がすべて適用されることはいふまでもない。

(五) 申告の義務 (第五條)



政府は指定統計調査の対象となる人又は法人に對して所定の事項について申告を命ずることができ  
る。申告を命ぜられるもの、範圍及び申告事項は、統計委員會の承認を得て（第七條第一項第一號）そ  
れぞれの調査に關して發せられる命令（第二條第二項）で定められて公示される。法人でない團體につ  
いては、その長たるものに對して申告を命ずることになる。代理人及び代表者の規定は一般の規定と變  
りはない。

地方公共團體の區域内において實施する指定統計調査については、申告を命ずる權限を地方公共團體  
の長に委任することができるとする（施行令第四條）。

申告の義務を課さないものに對しても、指定統計調査實施者はその調査を行うについて必要な時は、  
關係官廳その他の關係者に對して調査報告その他の協力を求めることができる（施行令第五條）。

(六) 統計委員會（第六條）

この法律の運用に當るのは統計委員會である。統計委員會は昭和二十一年十二月二十八日勅令第六一  
九號をもつてその官制が公布され、内閣總理大臣を會長、經濟安定本部總務長官を副會長とし、統計に  
關し學識經驗ある者を委員又は臨時委員とし、專任及び兼任の官吏をもつて構成する事務局を附設し、  
内閣總理大臣の監督の下にある合議制による特殊の行政官廳として事實上その活動を行つて來たが、本  
法施行と同時に、その官制の一部を改正し、本法にもとづく機能を有することになる（官制、昭和二十  
一年勅令第六一九號、改正昭和二十二年勅令第一五七號）。

この法律に規定された委員會の權限、機能は次の如くである。

- 1 指定統計を指定すること（第二條）
  - 2 指定統計調査を承認すること（第七條）  
（國勢調査を含む（第四條）實地調査の調査事項を含む（第十三條））
  - 3 統計調査の届出を命ずること（第八條）
  - 4 統計に關する資料又は報告の提出を求めること（第九條第一項）
  - 5 指定統計調査の實施、變更若しくは中止その他の統計調査の變更若しくは中止を求めること（第七  
條第三項、第九條第二項）
  - 6 指定統計調査の實施の狀況を監査しその改善について意見を具申し、勸告すること（第九條第三號）
  - 7 統計事務職員の資格に關する意見具申及び例外の承認をすること（第十條）
  - 8 統計事務職員の身分保證に關する審査をし、これに關する意見を具申すること（第十一條）
  - 9 祕密保護に關する例外の承認を與えること（第十五條、第十九條）
  - 10 調査課果の公表に關する例外の承認を與えること（第十六條）
  - 11 經費の國庫負擔に關する意見を具申すること（第十七條）
- 本法に規定された以上の權限の外更に從來總理廳統計局が行つていた事務の一部をも移管して左の事  
務を行うこととなる。
- 1 統計調査の總合調整に關する事項
  - 2 統計法の施行一般に關する事項
  - 3 統計職員の養成の企畫及び檢定に關する事項

- 4 各廳統計主任者の招集及び會議に關する事項
- 5 國際統計事務に關する統轄事項及び内外統計書の交換に關する事項
- 6 統計知識の普及その他統計の改善發達に關する事項

統計委員會と總理廳統計局との關係は、統計委員會は、統計調査及び統計制度に關する企畫及び審査並びに各般の調整をその主な任務とし、統計局は統計調査の實施機關である點においては、各省の統計擔當部局と同様であるが、本規模な基本的統計調査（センサス）の實施機關として國の統計調査の中核をなし、その設備及び人員をもつて、他の機關に對しても技術的指導援助を行ひまた統計事務職員の養成訓練を實施するの任務等をもつ。委員會と統計局とは兩者とも内閣總理大臣の監督に屬し特に緊密に連絡提携して、わが國統計の改善發達を圖るものである。

(七) 指定統計調査の承認 (第七條)

指定統計調査については、あらかじめ統計委員會にその計畫を提出し、内容の審査を受けて、その承認を得ることを要する。

承認事項の内容は次の如くである。

(第一號)

- 1 調査の目的
- 2 調査事項、即ち申告事項及び實地調査の調査事項
- 3 調査の範圍、即ち調査を行う地域、或いは調査對象の種類、從つて申告義務者の範圍

4 調査期日又は期間

5 調査方法、即ち申告によるか、調査員の實地調査によるか、或いは業務報告の累計によるか、申告義務を課するか任意の申告又は報告によるか、如何なる組織によつて調査を行うか、調査を擔當する職員の資格等についての具體的事項

(第二號)

6 集計事項、即ち調査事項のすべてを集計するか、その一部に止めるか、或いは如何なる組合せをもつて集計するか等集計表様式を示す、

7 集計方法、即ち中央集計によるか、地方分査を用うるか、機械集計を行うか、否か、如何なる機械を使用するか等

(第三號)

8 結果の公表の方法及び期日、即ち概計、或いは集計事項の一部のみの速報と、最終的報告書公刊の方法、例えば官報掲載又は新聞發表或いは報告書の有償又は無償頒布等及びその期日

(第四號)

9 關係書類即ち調査票、集計表、又は報告書等のそれぞれの保存期間及び保存責任者

(第五號)

10 經費の概算その他必要なる事項、即ち前各號の事項を審査するに必要な參考事項、こゝに經費の概算を特に掲げた理由は、前各號の計畫が實行可能であるか否かを所要の經費を支辨し得るか否かによつて左右されるのでこれを重視し調査を龍頭蛇尾に終らせないようにする趣旨によるのである。

従つて、これは國の行う統計調査について大蔵省の豫算権を侵害し、拘束する趣旨ではなく實質的に調査の目的を達するに妨げない程度の経費削減については、これを承認事項の変更とは認めず、従つてあらためて承認を再申請することを要しない。但し、調査の目的達成を不可能ならしめ、或いは前各號の調査の實質的内容をなす事項に変更を及ぼす程度の削減の場合には、その調査を中止せしめるか、或いは所定の査定額の範囲で合理的に計畫を変更しその規模を縮小するか、或は特に必要な調査については、その復活増額について委員会の意見を述べて(第十七條)、これを調整する等の必要があるので、その場合には更めて承認申請せしめることとする。そのために、一般に経費豫算額確定の際はこれを報告させることとなる。

経費概算の外に必要な事項としては、調査に従事する職員の資格につき例外の承認を求めるものについてその事情を記載せしめる(第十條第四項)

以上の承認を得た後、調査を中止し、または変更する場合の再承認(第二項)及び統計委員会の側からする変更の要求(第三號)を規定している。

この條の承認を得ず或は規定に反して調査を實施したものに對する罰則の規定はないので、行政命令違反として取扱うことになるが、この法律の趣旨は、我國統計の改善發達に對する官民各機關の熱意を前提とし、道義的な義務として圓滑な運営を期するにあるのである。

本法施行後日を経ずして實施すべく準備が進行しており、承認の手續をなし或はその計畫を変更する餘裕がなく己むを得ない場合は、本條規定の承認を得ないで實施することを認める経過規定を設けている(第二十三條)。しかし實際の運用としては、本法施行前あらかじめ實質的な審査を完了して、施行後

直ちに承認を與えられる様準備を進める。

(八) 統計調査の届出(第八條)

この法律は指定統計の改善を通じて統計全體の整備改善を圖らうとするのが主眼であるが、指定統計としてどれを選ぶべきかは、統計委員会が廣く一般の統計調査の現状を知り、その中から國の統計體系において重要なものその他の標準に従つて逐次決定して行くのであるから、まず、一般の統計調査全體についてその内容を判断するに必要な事項が統計委員会に知られていなければならぬ。このために、届出の規定をもうけたのである(第一條指定統計に關する説明参照)。

なお、この届出にもとずいて指定統計調査と重複し、或いはこれを妨げるような統計調査は、變更又は中止せしめる必要が生ずる場合がある(第九條第二項)。

届出させる統計調査の範囲は別に總理應告示でこれを定める(施行令第六條)。統計全體の情況を知るためには、届出はできるだけ廣い範囲にわたることが望ましいが、それには運用上自ら限界があるので、當初は比較的狭い範囲に限定し、調査の進行に伴つて逐次擴張して行く方針である。範囲限定の基準は、調査事項、調査地域、調査實施者、等について定める。届出は事前に行うのを原則とする。同一年度(四月—三月)内に二回以上行う調査は届出事項に変更のない場合は一回だけ届出ればよい。但し年度が變れば届出事項變更の有無に拘らず届出を要する(施行令第七條)。

(九) 統計委員会の権限(第九條)

統計委員會の最も重要な権限は、指定統計を指定し、指定統計調査の計畫を審査してこれに承認を與え、又は一般統計調査の届出を命ずることにあるが、その外に以上の権限に關聯して、統計調査に關する包括的権限ともいふべきものをこの條に一括規定する。

即ち(第一號)官民を問わず、又指定統計であると否とを問わず、統計に關する資料又は報告の提出を求めることができる。この規定は統計調査届出の一般的規定(第八條)に該當しないものであつて、その内容を知る必要があるものについて適要することができる。又この規定によつてあらゆる重要統計資料を蒐集し、統計圖書館ともいふべきものを作つて、一般の利用に供し、統計知識の普及に資することも考えられている。

(第二號)指定統計調査の實施を求めるといふのは實施せしむべき者を指名し、その者に對して、承認を要する事項(第七條、第一項、各號)についての計畫を提出させることであつて、この規定は、新しい指定統計調査を行おうとするに際して、自發的に行うものがないときこれを統計委員會が指名して實施させる場合、或いは、二つ以上のものが、同一の指定統計調査を行おうとして競合する場合に委員會が調査主體を決める場合等に適用を豫想するものである。指定統計調査の中止は、調査の方法に缺陷が生ずるとか、又は承認事項に反して行われる場合等に適用される。

指定統計調査以外の統計調査については、變更又は中止のみを規定して實施を求めるとを規定しないのは、指定統計調査以外にはこの法律による援助、例えば經費の補助、申告の義務、實地調査の権限等を與えないのであるから、従つて、この様な援助又は保護なくして調査を實施することを求めるのは適當でなく、實施を命ずる必要がある場合は指定統計として指定して實施を求めるとが適當であるから

である。變更を求めるとは、これと異り、既に實施し、若しくは實施を計畫している者に對して適當な修正を求め、他の統計調査との關係を調整しその改善について指導するのは統計の體系整備の上から必要なばかりでなく、調査實施者の意志にも合致すると考えられるからである。

(第三號)指定統計調査が審査承認された内容に従つて良好に實施されているか否かを監査すること、指定統計、ひいては統計全般の改善發達のために特に重要であるのでこの規定を設ける。監査の結果、改善の必要のあるときは、直接調査實施者に對して勸告をなし、或は内閣總理大臣に改善に關する意見を具申して具體的な處置を求めるとができるものとする。

(110) 統計事務職員(第十條、第十一條)

統計官は官名でなく職名である。その補職は、それぞれその者の任免に關して權限を有する者が、次の資格の一に該當する官吏についてこれを行う。

- 1 統計調査に關する事務に官吏又は吏員として通算二年以上従事した者。
- 2 大學、專門學校(學制改革の後はこれらに該當する學校)において統計學の課程を修了し又は數學を專修して、その學校を卒業した者。即ちいずれも卒業者であること、數學については、數學専門の學科の卒業者であることが必要である。

- 3 統計委員會が指定した統計職員養成機關又は統計講習會の課程を修了した者、又は別に定める統計に關する國家試験に合格した者。この指定については別に命令で規定を設けた。(統計講習會準則昭和二十二年五月二十三日公布)

4 以上に掲げる者の外、統計委員会が統計調査に従事せしめるに適當な資格を有すると個別的に認定した者。

なお特殊な統計調査に従事せしめるために必要と認める場合は、各省大臣が、右の資格の上に更に特殊な資格を定めることは妨げない趣旨である（施行令第八條）。

第二項の吏員（統計主事）、職員についても、その資格は統計官に必要な資格に準ずる。但し吏員については當分の間町村吏員には及ばさない（施行令第十條、第十九條）。

この職員資格の制限を直ちに嚴格に適用すれば現状においては調査の實施が不可能となるので、本法施行後約二ケ年間は例外を承認して（第七條、第一項、第五號）實情に即した運営を圖り、その期間内に養成機關の開設、講習會の開催を行い、有資格者を増加せしめて逐次これを補職し、資格規定適用の準備を進める方針である。

第四項の規定は、この外、特殊な技術を特に必要とする統計調査について、その専門技術を有する者を調査に従事せしめる場合に適用される。例へば鑛山、機械等の技術者、醫師等がこれである。

第十一條の規定は、統計事務職員の身分保證に關するものであつて、統計の眞實性を政治的その他特殊の利害によつてゆがめようとする壓迫に對して、職員の身分を保障する趣旨に出ずるものである。従つて非違又は怠慢の者を保護するのでないので、文官分限令、官吏懲戒令等に觸れるものはこの限りでなす。

(一一) 統計調査員（第十二條）

統計調査員は現行法令の規定による國務調査員その他の統計調査員に該當するものであつて、名譽職の一種の國家機關であり、主務大臣の指揮監督を受けて、指定統計調査に關し調査票の配布、蒐集その他の事務に従事する。但しその任命及び指揮監督に關する事項を政府は地方公共團體に委任することができる（施行令第十一條、第十二條）。統計調査員については、第十條に規定するような特別の資格は必要としない。

(一二) 實地調査（第十三條）

この規定は現行の資源調査法及び統計資料實地調査に關する法律の規定を修正して移したものであつて、申告者の書面申告以外に、調査員による實地調査を行う必要がある場合の權限を規定する。現行法令と異なる點は、調査事項をあらかじめ統計委員會の承認を得た事項に限定したこと、且つ實地調査に當る者は現行法では證票を携帯することとなつてゐるのを、これを提示することに改めた點であつて、國民の秘密の保護に留意した。

證票は所定の様式によつて調査實施者がこれを交付する（施行令第十三條）。

(一三) 秘密の保護（第十四條、第十五條）

第十四條は秘密保護の原則に關する宣言的规定であつてこれに違反した者は第十九條の罰則の適用を受ける。特定の事項が秘密であるか否かは、刑法の一般規定によつて裁判所が判定する。

第十五條は調査票の取扱に關する訓令的规定であるが、この規定に違反した結果第十四條の秘密の保護

に違反する場合に罰則が適用される。統計上の目的とは、調査票に記載された事項を集計して統計を作成する目的をいふ、集計された結果でなく個々の調査票を他の目的のために使用する場合には、統計委員会の承認を得てその旨を公示せねばならない。公示の方法は官報に掲載することとし（施行令第十四條）、豫め明らかかな場合には個々の申告用紙にも使用の目的を記載する方針である。

(一四) 結果の公表 (第十六條)

指定統計調査の結果は速やかに、統計委員会の承認を得た期日（第七條第一項第三號）に公表せねばならない。公表の方法も統計委員会の承認を要するが、統計調査報告書の刊行、又は官報若しくは新聞紙に掲載するのを原則とし、それが不可能な場合は、所定の書類を公衆の閲覧に便利な場所において閲覧に供しなければならぬ（施行令第十五條）。

公表をしない場合として豫想されるのは、調査の方法についてなほ研究を要する場合、或いは、調査を実施した結果なんらかの缺陷があつて明らかに直實に反すると認められる場合、又は占領下の現情勢において特殊な事情に基く場合等に、統計委員会は非公表の承認を與える。

(一五) 経費の補助 (第十七條)

指定統計は國の統計體系において重要な統計であり、従つて國の必要のために作成せられるものであるので、地方公共團體が、指定統計調査のために支出した経費は國庫が補助するものとする。この場合全額補助するか一部補助に止めるかは、個々の場合に統計委員会に諮問してこれを定めるが、その統計が同時に地方公共團體にとつても必要であり、利用される程度に應じて考慮せられることとなる。

(一六) 罰則 (第十八條、第十九條)

罰則について従前の規定と異なる點は、第十八條第四號に指定統計調査の結果を故意に改作して眞實に反するものたるしめたる者を處罰することとした點、及び第十九條第二項に所定の公表期日以前に、これを他に漏し又は窃用した場合にも處罰することとした點である。

第二の場合には、投機に利用されて經濟の混亂を來す等のおそれある場合を豫想するものであつて、その實害あるときに適用されるものと解する。従前の罰則と比較對照すれば次の如くである。

事項	法令		昭和十四年及び昭和十五年の國勢調査施行令	統計法
	調査法	統計資料實律		
(1) 申告義務違反	二〇〇圓以下	五〇圓以下	六月以下懲役 罰金、二〇〇圓以下	六箇月以下懲役 罰金、五〇〇圓以下
(2) 實地調査違反	五〇〇圓以下	二〇〇圓以下	右に同じ	右に同じ
(3) 秘密漏洩	二年以下懲役 罰金、一〇〇圓以下	一〇〇圓以下	右に同じ	一年以下懲役 罰金、五〇〇圓以下
(4) 公表期日違反				五、〇〇〇圓以下

すなわち、従前の規定による體刑の例にならつたものであるが、秘密漏洩の罰は、資源調査法では、戦時の國家機密の保護を目的としたので、特に重い罰を課したが、今日その事情は變化したので、これを輕減したのである。

(一七) 附 則 (第二十條—第二十三條)

第二十一條に掲げる現行法はこれを廢止するが、それらに基く勅令又は命令によつて行われている統計調査に支障を來さないために、それらの勅令、命令は效力を存續させる。但し既に存續の必要のない勅令、命令は、本法施行と同時にこれを廢止する(施行令第十七條)。

第二十三條の本法施行後三箇月以内に行う指定統計調査の承認の經過規定は、實際においては、本法施行前に事實上審査を行い、施行後速やかに第七條の承認をなしうるよう準備を進める。

6769

018  
32

12-11  
-81